

在郷町桐生新町織屋吉田清助と株取得

高橋 敏

Zaigo-cho Kiryu-shimmachi: A Weaver, Yoshida Seisuke and His Purchase of Samurai Stock

- ① 江戸武家株売買情報文書
- ② 武家株売買の社会的背景
- ③ 尾張藩御用株の買収
- ④ 吉田清助の家産相続

【論文要旨】

近世史研究にあつて身分制度については、長く硬直的な理解がつづいた。士農工商の身分制度が厳しく守られ、特に武士と百姓・町人間の身分移動はあり得ないというのが通説であつた。

しかし、村落史、都市史研究の進展の中から家や家族史研究の深化によつて、身分間移動を示す史料の事実が明らかにされつつある。

本稿が取り上げる北関東上州の在郷町桐生新町の織屋吉田家に江戸の武家株売買、譲渡に関する数点の文書を見出した。

吉田家では武家株を買取して武家身分に上昇することはなかったが、これらは巨大政治都市江戸に生まれていた武家株売買の状況を示す実に貴重な情報史料である。

売り物として登場する武家株は、「矢の根とき御用達（蔵前取五九俵）代金六五〇両、打物御用達（三〇人扶持）一二五〇両の二株である。また、何百、何千両の大金が動く売買譲渡の手続きについては詳細な取り決めを定めており、紛争を回避する手

段が講じられている。多くは買手手が売り手の家の養子となつて継嗣するため、売り手側の借金の有無、扶養家族の有無によつて金額、支払い手続きに様々な工夫がなされている。

苟も御家人株とはいえ、幕臣の一翼を担い、それなりの由緒を誇りに世襲を原則とする武家が、金銭によつて売買、取り引きされていることにまず驚かされる。このような事実をどのように理解すべきなのか、幕藩体制の内実を揺るがす事態ではないのか。

先祖伝来の武家身分を株として売つても生計を立てねばならない窮迫せる武士と、経済的な実力を背景に金にものをいわせて由緒ある武家身分を手にいれようとする町人・百姓身分が存在したことは事実である。

近世の身分の内実はどうであつたのか、幕藩制の総体の理解にかかわつて武家株売買の実態は究明されねばならない。

① 江戸武家株売買情報文書

上野国の機業町在郷町桐生のかつて織屋であった吉田家の所蔵資料の内に江戸の武家株売買についてメモされた文書が何故か残されている。武士と百姓・町人間の身分差別が厳として存在したとされる近世社会にあつての血縁による家世襲を原則とする幕府の家臣たる武家の相続が株となつて売買されることは、幕藩制の制度の根幹とかかわる問題でもある。ひとまず、注目すべき吉田家文書の解説から解明に着手しよう。

その前に桐生新町と吉田家についてごく簡単に紹介しておく。桐生新町は近世初頭上野国の東部桐生川の溪口集落地の久方村・荒戸村の一部を割いて新設された在郷町である。養蚕・生糸・絹織業の集散地として成立、その後、北関東の代表的機業町に発展した。吉田家は絹織物の町桐生の典型的町人の織屋である。

①は矢之根とき御用達の株と打物御用達に関する情報である。

① 株式

矢之根とき御用達

当時勤有之候間名前難話よし被申候

右者於蔵前高五拾九俵 拝領所本所吉良屋敷跡 外二関八州より巻々
年五十両上り

右無借讓金六百五拾両

又

打

折物御用達

下坂市之進 昨年死去
右於蔵前高三拾人扶持 拝領所芝口脇坂様表御門前角屋敷但シ川岸
附

老母老人 七十八歳

叔母老人 六十一歳

右者老母之方三人扶持、叔母二人扶持御手当可被下候

讓金千貳百五拾両

右之二株頼置候方より今朝申参候而御何申上候、先便申上候通思召之
方早々懸合可仕候間、貴報着次第奉申上候

吉田様

貴下

冬照拝

冒頭に「株式」と記された①は冬照なる人物が吉田様（清助）に宛て、物件を紹介したものである。冬照（一八一四～一六三）とは江戸在住の国学者橘守部の嗣子である。吉田様とは吉田清助のことで文政一〇年（一八二八）守部に入門、以降、桐生の門人のまとめ役として社中の結成から師の著作の出版、費用暮らし向きまで援助の手を差しのべ、学問上の師弟関係を越え、家族間のつき合いも濃密であった。

北関東桐生の織屋として成功を収めた吉田清助に江戸の武家株の購入をもちかけたのは橘守部・冬照の父子であつたろう。それには吉田家の後継問題と関係がある。吉田清助家の家族構成は、主の清助は寛政六年（二七九四）生まれ、妻とは一一歳違いの文化二年（一八〇五）の生まれである。二人の間には文政七年（一八二四）誕生の長女いと、文政一年（一八二八）出生の長男元次郎の一姫二太郎の子供がいる。長男は家業を継がせるにして、長女の将来をどうするのか。嫁に出すのか、あわよくば武家株でも買って婚を取って、取り引きその他何かと往来を欠か

さない江戸に拠点をつくらうなどという野望があったのではなからうか。冬照は二つの株を紹介している。ひとつは「矢の根とき御用達」、武器の根のところを研ぐ御用を勤める家の株式で「当時勤有之」と勤役中なので名前は明らかにできないとしている。問題の株のもつ特権は、「蔵米高五拾九俵」、蔵前で受領できる切米が五九俵である。幕府から拝領している地所が本所吉良屋敷跡にある。他に「関八州々々年五十両上り」とある。おそらく矢の根とき御用達として関連する同業者等から一種の冥加金の体で五〇両の上納金があるというのであろう。

この株の売買値段は「無借讓金六百五拾兩」である。現役の家株には借金の汚れはなく、そのままの六五〇両であるというのである。年間蔵米五九俵（約二一石）、他に五〇両の余禄、本所吉良屋敷跡の屋敷、この家職を世襲できるという価格が六五〇両というのである。二つ目は「打物御用達」の昨年死去した下坂市之進家の株式である。蔵米取りの三〇人扶持（年間的五二・五石）、拝領所が芝口の播磨龍野藩（五万石余）脇坂淡路守の上屋敷門前の三角屋敷にあり、屋敷内には水上交通の便の良い江戸城の堀と浜御殿脇から大川へ抜ける河岸がついている。前者に比べると一段と身入り良い株である。しかし、これには条件がある。亡くなった下坂市之進の七八歳になる老母、六一歳の叔母の扶養である。老母に三人扶持（一日一升五合）、叔母に二人扶持（一日一升）の手当てを支給しなければならない。従って三〇人扶持といっても実際は二五人扶持（一日一斗二升五合、年間約四三・七石余）の蔵米取りということになる。また、老母、叔母の住居と拝領屋敷との関係はどうなるのか、ひとつ不明である。讓金は一二五〇両、前者の二倍近い。二つの物件を紹介したあと、冬照は「右之ニ株頼置候方より今朝申参候二付、御伺申立候、先便申上候通思召之方早々懸合可仕候間、貴報着次第奉申上候」と認めている。冬照の趣旨はおそらく次のようなものである。二株はあらかじめ頼んでおいた者が今朝持つて来た情報である。先便に申し上げた通

りよろしい方を早々かけ合いますので御一報着き次第早速話を進めます。年月日の記載がないのでいつのことか断定は難しいが、吉田清助家の江戸武家株取得が話題になるとすれば、娘いとが江戸浅草弁天山の橋守部のところへ耳の治療と行儀見習いのため預けられた天保九年（一八三八）二月から天保十一年（一八四〇）一〇月までがひとつの伏線になる。それ以前ということはなく、おそらくいとが江戸守部邸滞在の後半、即ちいととの耳の治療が一段落した天保一〇年以降となろう。清助四五歳、妻さと三四歳、娘いと一五歳、働き盛りの夫婦が娘盛りの将来を案じる家族の構図がそこにはある。

冬照は二五歳、学問修行の傍ら父守部五八歳の言いつけで武家株売買の斡旋をしているのである。伊勢国の名家に生まれるが家が破産、流浪の辛酸を嘗め、ようやく国学者として名を成すが、日々の生業は窮迫を極め、経済に優れた門人たちの援助にすがって生きる守部は学者である前に江戸の生活者であった。景気の兆候を占い、幕政の機微を嗅ぎ分ける日々の中、御家人株の市況を探るぐらいいは朝飯前であった。それにして末端とはいえ江戸幕府の組織を構成する家臣団の継承権がいとも簡単に売買されていることに驚かされる。

次に②の文書を見てみよう。

②

無借財ニ而家職相譲り候覚

一、生涯養育金式千貳百両也 御対談議定証文之上封金

内金式百両者養子方ニ預り置、右為利足養父生涯之内月々雑

用金式兩ツ、贈り可給候、養父相果候ハ、為記念金養子

方江進可申候

借財養子方ニ而引請候覚

一、金千五百両者 諸向口々借財高二而候、養子方ニ而引受連々濟方
可取計候
一、金七百五十両者 養父生涯之養育手当金也

内

金三百両者 養子相談整候節為取替議定之上御渡候事
金式百五十拾両者 養子熟談之節封金致置願濟之節御渡候事
金式百両者 養子熟議定証文ニ認置、養子方ニ預り置右

為利足養父生涯之内月々雑用金式兩ツ、贈
可給候、養父相果候ハ、養子江為記念金進
し可申事

右両様仕法相談とも手取金ニ而世話人謝礼相除申候也

この文書は具体的に家株を特定したものではない。売主の家の生涯養育費を含め総額二二〇〇両とされる家職の売買について二つの方法を提示している。いうまでもなく売買は家職を養子を取るという手続きで譲る形式を採っている。

養家に借財が無い場合は生涯養育金二二〇〇両の現金を双方対談の上議定証文を取り交わし、封金する。その内二〇〇両は養子方（買主）が預かり養父（売主）が死ぬまでこれを元手に運用し、利息として毎月二両ずつ支給する。養父死後は記念金として養子方のもとなる。養父は二二〇〇両の現金を手に入れ、日々の暮らしは月二両の手当で賄おうとする。やや虫のいい話である。

次は借財を養子方で引き受ける場合である。諸向口々、あちらこちらと借財が一五〇〇両も養父（売主）方に残っている。養子（買主）はこの巨額な借財を引き受け、返済方を取り計う。残る七五〇両が養父のこれからの生涯の養育の手当金となるが、そのまま現金が養父の手に渡る

わけではない。三〇〇両は養子の相談がまつまり正式な議定証文を取り交わしたあと渡される。二五〇両は養子話が熟談となったとき封金して置き、養子願いの手続きが幕府によって許可されたあと渡される。もう二〇〇両は①の文書にもあった養子方が預かり運用して養父の死去するまで月々二両の雑用金を支給するための元手である。一五〇〇両の養父方の借財の肩代わりに養子方の対応の幅があるが、いずれにせよ、二二〇〇両の大金である。

二二〇〇両もの大金が動く取り引きであるので、株譲渡の手続きは複雑で厳正である。まず現金を封金とするやり方である。株の売買は究極は養子縁組が幕府の公認するところとなつてはじめて成立する。それまでは議定の上、双方の証文を取り交わすことによつて契約は文書の上では成り立つが、幕府が認めなければ無効の反故になる。無借財の二二〇〇両はすべて封金、借財一五〇〇両の引き受けの場合も四五〇両は封金扱いである。このように株譲渡手続きが交渉から議定証文の取り交わし、養子縁組の公認まで成文化され、ルールとなつているところに江戸での一般的商慣行のひとつとして行われていたと考えるとよからう。この二様の株譲渡には但し書きがなされており、「右両様仕法相談とも手取金ニ而世話人謝礼相除申候也」と二二〇〇両は売主の手取金で双方に介在して種々仲介の労をとつた世話人への謝礼は含まれていない。総額の何割かが手数料として世話人に支払われている。買主・売主のどちらが出すのか不明であるが、プラスチックの負担も馬鹿にならない。まして世話人が複数ともなれば、一層複雑で出費も嵩むこととなる。ところで実は武家株の取得はこれで一件落着ではないのである。③の文書をみていただきたい。

③

一、千五百両也

一、五百両也

此内 百両也

百五拾両也

メ式百五拾両 預り置養父死後讓渡金二成

右利足分月々式両ツ、養父生涯差出し

メ

一、金 家督願

一、金 家督濟名前書改

一、金 養子披露

メ凡五拾両也

一、金 替地拝領地面願出し二付

一、金 願濟礼金其外

一、金 普請金土蔵共

メ

一、金 衣類

一、金 諸道具

メ

当時、金式百五拾両

金五拾両 披露其外

メ三百両

年分暮らしかた

一、金

一、金廿四両 養父方へ

一、 地代店賃

一、 衣類

メ

年々入金

一、 現米四十五石

一、 勤金

株讓渡の詳細をメモしたものでおそらく実際に購入したときどうなるかを想定して書かれている。筆跡は明らかに吉田清助のものである。一五〇〇両（おそらく借財引き受け等で別枠で調達）と養父生涯支給の元手二五〇両を含む五〇〇両に二分される。月々二両を生み出す二五〇両につづいて金額の明細の記載はないが家督願、家督濟名前書改、養子披露に五〇両かかると算定されている。つづいて他の必要経費として拝領地面の替地の願書を出すこと、願い済しのあとの関係者への礼金、そして土蔵等の普請、また衣類、諸道具の購入が金額が空欄のまま摘記されている。いやしくも微禄とはいえ將軍様の末端に連なる武家となる以上、それなりの格式は充足しなければならない。養子の上司朋輩等への披露屋敷には土蔵など身分相應の建物を造り、また武家の格式にのつとった衣裳、道具類の持ち物も用意しなければならない。清助はさしあたって必要な雑費は養子手続き披露の五〇両と普請、衣類、道具等の二五〇両の三〇〇両と踏んだのであろう。

一年の暮らし向きは空欄の生活費の他に養父への月々手当のための原資の二百両、地代店賃、衣類とみている。そして問題の年々入金として現米四五俵（一六石弱）と勤金を挙げている。備忘の走り書きのメモであるので詳細は判明し難いが、二〇〇〇両を上回る株讓渡であるので一時は清助もその気になったのか、内々の腹づもりのため種々プラス、マイナスを考えてみたのであろう。在郷町桐生の一織屋の町人が將軍の御膝元の大江戸の武家になるうなどと考える時代が来ていたのである。

最後にもう一点紹介しよう。これは家株売買に際して讓渡側（売主＝養父）の家について知行その他収入と家柄、由緒について詳しく書かれたものである。

一、高地方百石 山城国愛宕郡田中村之内
一、下行高現米式千四百四拾石余 伊勢太神宮迂宮二付被下之

高三百五拾石 先キノ迂宮ノ七ヶ年前請取

高千式百九拾石余 同 迂宮前年請取

高五百石 同 迂宮年御用濟請取

一、大判六拾枚 内宮外宮神秘御細工ニ請取

一、家督之儀於焼火間若年寄衆御出座被仰渡候

一、御目見年始歳暮御扇子献上五節句八朔月次共

一、御白書院 立御 御奏者披露

一、国名家督濟直ニ改名致候家格

一、江戸御城内 御宮向御靈屋向其外共御普請支配役所持場所之分

不洩相勤、他支配向持場所之分茂其筋江願候得者是又相勤申候、

御用濟御褒美者時宜ニ応シ銀子拝領焼火間おゐて若年寄衆被仰

渡候

一、遠国御用之節御暇拝領物御用濟拝領物共於焼火間若年寄衆被

仰渡、銀子拝領御用中御証文御伝馬式疋被下之、野扶持十四人

扶持同雑用金二両宛被下之

一、旅中并非常之節帯刀致し候

一、部屋住見習勤之節 御目見并遠国御用御手当都而父同様之事

一、由緒之儀者延暦二壬戌年 禁裏御造営ニ付金物調進致候ニ付お

たき郡ニおゐて知行被下置、延暦四甲子年伊勢 太神宮迂宮御

式礼被仰出候ニ付神秘職被 仰付候、已後私家ニ限大神秘相伝

相勤申候

倫旨御教書口宣数通頂戴仕、時之將軍御朱印御黒印頂戴仕候、

信長公直筆并秀吉公御代前田徳善院玄為下知状数通

一、御当代

御初代様々所々神社仏閣金物数代今存知当知行如先規可知行旨

之御下知板倉伊賀守御奉書 御二代様々知行百石如前々可知行
旨之御朱印頂戴仕候

右往古り諸書物只今以不残所持仕居由緒書御改之節書出し申候

家名は明らかでないが記載は詳細である。山城国愛宕郡田中村の内

一〇〇石を地方知行している。伊勢太神宮の迂宮（遷年）に際し現米二

一四〇石余の余禄がある。また、大判六〇枚を内宮外宮神秘御細工とし

て受領できるといのである。家督は若年寄出座の上、江戸城中焼火間

で仰せ渡される。いわば旗本と同格の扱いである。御目見職であり、将

軍と献上・拝領の儀礼を有し、御白書院で奏者番立会の下で披露される

という家柄である。由緒の出自は禁裏造営金物調進役から伊勢太神宮の

迂宮の式礼の神秘職に就いたところから大神秘相伝の家となったところ

にある。幕藩制下にあつては江戸城内の宮向、御靈屋向の御普請に関

わつて家職を世襲してきたといのである。その証拠に倫旨、御教書、

將軍朱印状、黒印状を頂戴し、信長の直筆と、前田利長の下知状、そし

て初代、二代の將軍の朱印状を所持しているとしている。

北関東の在郷町桐生織屋吉田清助のところに前の①②③に加えてこの

ような一種の由緒書、家柄書の写しが残されていることに、幕末の江戸

の社会相を知ることができるのである。清助の一つの検討材料として橘

守部・冬照父子あたりがもたらした武家株譲渡の情報であつた。

② 武家株売買の社会的背景

封建的身分制度に厳しく縛られ、身分間の移動など夢想だにできないと

いうイメージのある近世社会にあつて何故に桐生の一町人吉田清助は江戸

の武家株を取得しようなどと思ひ立つたのか。ここに至るまでの吉田家の

内情を探りながら、一九世紀の近世社会の「家」について考察してみたい。

1 吉田家の系譜と由緒

吉田家は桐生新町の町家でありながら吉田姓を僭称している。かつての武家の出自を自認しているからである。吉田家には清助の嗣子清蔵（幼名元次郎、諱有年）がまとめた「吉田家歴代記」（以後歴代記と略す）が伝えられている。吉田氏は下野国佐野荘の地頭佐野氏（秀郷流藤原氏）を主筋に仕えた武士であった。佐野氏は戦国時代群雄割拠から統一に向かうなか上杉・後北条の勢力争いに巻き込まれ、昌綱、宗綱が討死するという悲運に見舞われるが、房綱が天正一八年（一五九〇）秀吉と結び佐野へ復帰した。しかし、秀吉亡き後徳川支配下となり、養子信吉が改易され、主家は断絶する。吉田家は有親の代主家佐野宗綱が天正一三年（一五八五）長尾頼長と抗争・討死、家臣が散り散りになるなか飛駒郷馬立へ退去・浪人となった。天正一八年天徳寺殿（房綱）が佐野へ復帰、大名取り立てになり、旧臣の再出仕を図ったが、吉田有親はこれに従わず、飛駒郷に止まって修験となったといわれ、四代後の甚兵衛寿清の代に、長男を残し、二男嘉兵衛有益を連れて桐生新町に移住して町人に変身した。この間の事情について歴代記は次のように記している。

天正年中佐野殿没落トナリ有親ヨリ我（甚兵衛寿清）ニ至リ四代馬立ノ郷ニ隠住スルト雖モ、何分險阻ノ山間ニシテ耕地少ク農業ヲ専ラトスルニ能ハズ、仍テ此ノ地ニ住者ハ山稼ナドヲ常ノ業トナリ、カヤウナル地ニ住居スルトモ何レノ時ニ至リ何レノ目当アラシヤ、所セン永住ナスベキ地ニアラズト了簡ヲ定メ、又夫ニ付テモ子供ノ成長ヲソ待居タリ、扱テ男子兩人有ドモ二男ハ分テ發明ナル生質ナレバ是ヲ我ガ力ニナサント思ヒ定メ若年ノ頃ヨリ聊カ元手ヲ与ヒテ商之道ヲサセテ心見ルニ少年ニハマレナル仕方アリ、其氣働キ大人

モ及バサル毎度アリテ末頼敷ク安堵喜悅ナセリ、然ルニ年月過、寛文十一辛亥年正月ニ至リ、嘉助武拾巻オトナリシ故兼テ之存寄ヲ申聞セ我カ先祖ハ武門タレバ其許モ武家ニ志シ有ヤ、又ハ商人ニナル存念ヤト問シニ嘉助答曰乱世タラバ武士ニナリテモ其働功ニ寄テ立身スル事ト有ドモ、今泰平之御代ニテ新ニ武士ニナルトモ立身スル者千人ニ一人ナルベシ治世ニハ商人ニナル方可然、治乱共安心也ト申、成程尤至極ノ了簡也、我モ其如ク存ジシガ其許ノ了簡ヲ聞テ我所存アリ、夫ニ付テモ繁昌ノ土地ニアラズンバ大ナル商法ハ立カタルベシ、江戸ハ第一ノ繁昌地ナレトモ親族朋友ニ遠ク離ル、モ本意ニアラズ、サレバ近キ繁地ハ桐生足利佐野等也、何レノ地ガ可然ト談セシニ桐生ハ其内ニテ道法モ近シ、殊ニ織物産スル地ナレバ足利佐野ヨリモ金銭出入モ繁クシテ土地モ榮ヘリ仍テ桐生へ出住ナシ

長い引用となったが、主家佐野氏没落以来浪人し飛駒馬立郷に隠棲、徳川覇権の天下泰平の時代を迎え、吉田家では兵農分離の厳しい選択を迫られた。吉田家継承の期待を一身に担ったのが甚兵衛寿清の二男嘉助、のちの嘉兵衛有益であった。發明の気質をもつ嘉助少年は元来た道の武士に戻ることもなく商人になることを選んだ。そして近地にして養蚕、絹織物業で賑わう新興の桐生新町へ甚兵衛・嘉兵衛親子で移住したというのである。要するに吉田家はかつては下野国の大名佐野氏の家臣の武士であった。桐生に移ってから商人として代々織屋その他のなりわいをしてきたが先祖を遡れば武士である。

天保一〇年（一八三九）頃、武家株を取得して武士に変身しようが、家の由緒や系譜によれば家柄・格式の上で未曾有の一大椿事というわけではなかった。

吉田清助一六歳の文化六年（一八〇九）、かつての主家佐野氏と邂逅するというエピソードが歴代記にある。

改易後佐野氏は三五〇〇石の旗本に取り立てられ、江戸本所吉岡町に屋敷を拝領し、佐野肥前守義行を名乗り、道中奉行を勤めていたという。清助は旧臣の縁で同族の源左衛門に連れられ、年礼として初めて御目見した。肥前守は遠路のところよく来たと言われ、今小身となったが昔の君臣の縁は忘れ難しと毎年年礼の目見に出府するよう御紋付・麻上下一具ずつ拝領した。しかしその後家業繁多に取り紛れ、そのままになったという。兵農分離の断行、武家と百姓町人の身分差別の徹底が近世のイメージではあるが、現実はおつての武家が町人となり、かつての主家を訪ね往来するという近しいところに両者はいた。

桐生新町の町人吉田清助が江戸で武家株を取得しようとした意識の内には、かつて先祖は武家であったという思いがあったことは充分推測できる。近世社会にあつては武士が城下のみならず在郷町や農村に町人・百姓が混在し、身分間の移動が容易であつた中世が残存していたのである。

2 吉田家の家産・財力

次に問題となるのは、何千、何百両という江戸の武家株を扱うとする財力・家産である。桐生移住から数えると吉田家の初代甚兵衛二代嘉兵衛は荒物商を開き成功、質屋、呉服太物、絹買次を手広く経営して五丁目に家産を築いた。その後二回分家を出して家産を減らすが、四代忠右衛門の代に二筆の屋敷地を相続させた。ところが、五代安兵衛（清助父）は天明浅間山の噴火、寛政改革の緊縮政策の余波を受けて倒産し、寛政三年（一七九二）屋敷を売って店借身分に転落した。吉田清助は安兵衛の二男、父が先祖伝来の家産を失った寛政三年には未だ生まれていない。困窮時の寛政六年に生まれた清助には、失った家産を取り戻すことが期待された。幼時から利発者といわれた清助は他家奉公人となり、一時は京都西陣で修行するなど辛酸を嘗めるが、化政期の桐生の好況を見越して絹買が主流であるなか、本格的織屋を目指した。いわば、

巨大消費地江戸の一大絹織物市場の拡大をみてとった吉田清助は、中途半端な流通が錯綜し、競争が激しく利が薄い従来の絹仲買業から足を洗い、製造業織屋に専念する途を選択した。

身を飾ることに興味を持ち、絹織物の魅力に取り憑かれた人々の多様化した消費の要求に応えるべく清助は、経営の組織化を実行した。上は將軍・大名から下はその日暮らしの庶民までが衣装に凝る消費文化の時代が来ていたのである。もとより流行あり、景気の好不況ありで読み間違えれば破産の憂き目にあう。清助は内機（家内に織機を置き、奉公人を雇って織らせる）と外機（外の織屋に発注する）の二本立ての経営を行って景気に合わせ生産を調整する、出機の問題制家内工業と新規の製品を生み出す技術革新を進める内機のマニユファクチュアとの組み合わせを採用した。そして化政期に沸々として興った消費市場の活気に応える製品を次々と送り出した。単なる暑寒を凌ぐ衣料から流行を作り出す消費者の動向に注目し、新しい機械を導入し、染色、織方を発明しては生産ラインに乗せた。紋天ビロード、御召縮緬の創始者として吉田清助は今日なお織物史に名を留めている。清助は幕藩領主層の嗜好に応える一方で一般庶民層の大量消費へも眼を向けた。かくして吉田清助は化政期の好況を真帆に受けて面白く成功していく。この間の成長を数字の上で図表にしてみよう。

まず第一表は店借への没落から奉公人を多数かかえる織屋へ発展する吉田家の身分・家族構成の変遷である。

第二表は吉田清助家の経営である。文政三年（一八二〇）、元手金二一両を投資して始めた織屋は翌三年七両の利潤をあげてから四年三五両、五年一三八両と百両台に達し、一〇年には一三二二両と千両台に飛躍して、一一年には一六九八両という驚くべき数字を記録した。同様に内機・出機数、奉公人も着実に伸ばし、経営の安定を忘れてはいない。吉田清助の前半生は立身出世の長者譚といえよう。ここまでは江戸武家株

表1 吉田清助の家族・奉公人

数字は年齢

| 年 | 身分 | 家族・奉公人 |
|-----|-----------|---|
| 文化3 | 五丁目文左衛門店借 | 家主55、妻50、倅17、倅13（本人） |
| 4 | 〃 文次郎店借 | 家主56、妻51、倅18、倅14 |
| 5 | 〃 〃 | 家主57、妻52、倅19、倅15 |
| 6 | 四丁目 | 家主20、父58、母53、弟16（本人） |
| 7 | 〃 | 家主21、父59、母54、弟17 |
| 8 | 〃 | 家主22、妻17、父60、母55、弟18 |
| 9 | 〃 | 家主23、妻17、娘2、父60、母56、弟19 |
| 10 | 〃 | 家主24、妻18、娘3、父61、母57、弟20 |
| 11 | 〃 | 家主25、妻19、娘3、父62、母58、弟21 |
| 13 | 〃 | 家主27、妻21、娘5、父64、母60、弟23、下女29 |
| 14 | 〃 | 家主28、妻22、娘6、父65、母61、弟24、下女25 |
| 15 | 〃 | 家主29、妻23、娘7、父66、母62、弟25、下女21 |
| 文政2 | 〃 | 家主30、妻24、娘8、父67、母63、弟26、下女21 |
| 5 | 〃 | 家主33、妻27、娘11、父70、母66、弟29、下女18、下女21、下女24、下女19、下女15、 下女15、下女15 |
| 6 | 〃 | 家主34、妻28、娘12、父71、母67、弟30、妻19、下女22、下女15、下女15、下女16、下男16、 下女20、下女20、下女26、下女46 |
| 7 | 〃 | 家主35、妻29、娘13、父72、母68、弟31、妻20、下男16、下女23、下女20、下女20、下女26、 下女45、下女17、下女16 |
| 8 | 〃 | 家主36、妻30、娘14、父73、母69、弟32、妻21、娘2、下男17、下女18、下女38、下女16、 下女36 |
| 9 | 五丁目源兵衛店借 | 家主33（本人）、妻22、娘3、父74、母70、甥4、下男18、下女17、下女18、下女37、下女40、 下女13、下女10 |
| 10 | 〃 〃 | 家主34、妻23、娘4、父75、母71、甥5、下男19、下女18、下女19、下女14、下女11、下女43、 下女18、下女14、下女19、下女15 |
| 11 | 〃 〃 | 家主35、妻24、娘5、倅1、父76、母72、甥6、下男20、下女19、下女14、下女20、 下女19、下女12、下女18、下男40 |
| 天保2 | 〃 〃 | 家主38、妻27、娘8、倅4、下男23、下男27、下男21、下女17、下女17、下女16、下女15、 下女20、下女15、下女20、下女45、下女15、下女21 |
| 3 | 〃 | 家主39、妻28、娘9、倅5、母77、下男21、下男28、下女27、下女20、下女45、下女15、 下女21、下女17、下女16、下女15、下女19、下女14 |
| 4 | 〃 | 家主40、妻29、娘10、倅6、母77、下男29、下女19、下女21、下女46、下女22、下女18、 下女17、下女15、下女19、下女14 |
| 5 | 〃 | 家主41、妻30、娘11、倅7、母78、下男30、下女20、下女22、下女47、下女23、下女19、 下女16、下女20、下女15、下女18 |
| 6 | 〃 | 家主42、妻31、娘12、倅8、母79、下男33、下女21、下女18、下女24、下女18、下女16、 下女16、下女14、下女20、下女53 |
| 7 | 〃 | 家主43、妻32、娘13、倅9、母80、下男34、下男19、下男44、下女22、下女17、下女19、 下女17、下女15、下女16、下女20、下女15、下女12、下女54、下女43 |
| 嘉永2 | 〃 | 家主56、妻45、倅22、嬪31、娘26、孫7、孫3、下男56、35、57、18、16、22、13、下女20、 18、19、17、16、16、19、52、22、18、12 |

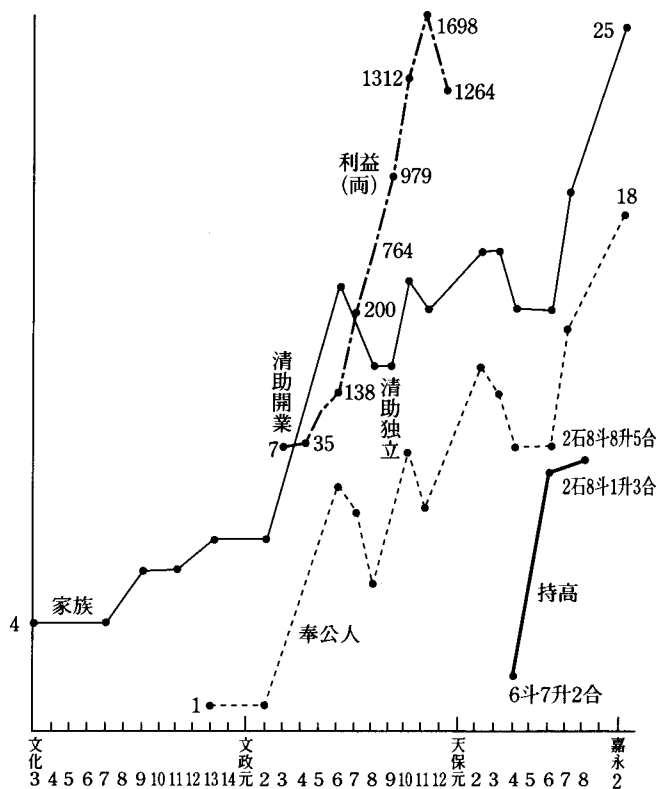
注 桐生市立図書館蔵桐生新町宗門人別帳より作成

表2 吉田清助家の経営

| 年次(西暦) | 利潤額 | 内機 | 出機 | 木綿機 | 奉公人 | | |
|-----------|------|-----|----------|---------|-----|----|----|
| | | | | | 男 | 女 | 計 |
| 文政3(1820) | 7兩 | 2機 | | | - | - | - |
| 4 | 35 | | | | - | - | - |
| 5 | 138 | 2 | 9→15 | | - | 7人 | 7人 |
| 6 | 200 | 4 | 13→19 | | 1人 | 8 | 9 |
| 7 | 237 | | | | 1 | 7 | 8 |
| 8 | 704 | | 15→18→20 | | 1 | 4 | 5 |
| 9 | 979 | | | | 1 | 6 | 7 |
| 10 | 1312 | | 12→25 | | 1 | 9 | 10 |
| 11 | 1698 | 2→3 | 17→39→16 | | 2 | 7 | 9 |
| 12 | 1264 | 3 | 14→18→21 | | - | - | - |
| 13 | - | | | 2→4→8 | - | - | - |
| 天保2(1831) | - | 5→7 | 38→17→18 | 11→10→6 | 3 | 10 | 13 |
| 3 | - | 4→5 | 18→31→25 | 13 | 2 | 10 | 12 |
| 4 | - | 3 | 32 | 3 | 1 | 9 | 10 |
| 5 | - | 1 | 33 | 13→6 | 1 | 9 | 10 |
| 6 | - | 4 | 48 | 31 | 1 | 9 | 10 |
| 7 | - | 6 | 46→43→22 | 21→22 | 3 | 11 | 14 |

注：表2、3ともに高井浩「吉田清助秋主伝」（みやま文庫12『近代群馬の人々(2)』1963年）を参考に作成。奉公人は宗門人別帳より。

表3 清助の経営と家族



に触手を伸ばすにふさわしい財力を獲得したかにみえる。

3 桐生市場の停滞と株取得の変更

化政期うなぎ上りに業績を上げて一躍桐生有数の織屋に成長した吉田清助ではあるが、天保の声を聞くや一転して急激な不況に見舞われることになった。全国的不作、米価騰貴に加え、桐生を襲ったのは原料の生糸、木綿の高値であった。そして決め手は大消費都市江戸の需要の冷えであった。天保二年（一八三二）桐生新町の織屋四〇軒が休業に追い込まれている。清助の江戸武家株取得は「機屋の浮沈、桐生の地の盛衰」と重く関わって進展せざるを得なくなった。この間の内情を知る江戸在住の師橋守部が門人清助（秋主）に送った書簡が多くを語ってくれる。

漸涼敷凌能成申候、御□堂御揃愈御清康ニ為度多祥之至ニ存候□此方絲君娘一同無事凌候間御安慮可被下候、さて当年照過候か少々之難而已□之□も穩ニ而昨日二百廿日も甚能温ニ而最早豊年之治定仕候、如此而者貴地ノ糸者高直ニ候共未頼あるへく存候、米も追々下落之様子ニ御座候、伊勢ノ之書翰を見候へ者上方筋綿至而宜き由候得者木綿糸者落直可仕候、此時節ニ而今一出情可被成候事と念入候、さて先達而ハ噂も御座候都下一株之事、其後所々へ頼置候故少々ツ、者出来り候へ共未十分気ニ入たるも無御座候故不申上候、かゝる事も一通リニ而者愚老などハ御差留可申役回りニ者候へ共、世中者左様ニ堅き斗か能とも無御座候、つらつら機屋之浮沈、桐生之地之盛衰等をおもひ又愚老久敷田舎住いたし候而再び引移候所、都下之自由、江戸地之潔く同し世の中を経候二もケ斗相違するものかと我身ニとりて朝夕辱く御座候故何卒貴君様ニも其御身斗ニも無之子供衆方之為ニ一株御持被成御移住被成候方却而万全之計策かと存候而、しきりに左様いたし度候、右頼置候方申参候内ニ尾州御用

之株御座候、是者横山町糸屋又兵衛こと仁右衛門とか申者之株ニ而只今者日本橋辺上方糸問屋持ニ成居り候よし、此店男世帯ニ而あるしなき故甚面倒かりゆつり度よしニ御座候、此横山町之御用達し者尾州様惣御用聞之頭ニ而由緒ありて年々独札仕御詞受もか、り候家柄之よし、死絶候ニ付其問屋ニ而持居候よし、ゆつり金甚軽く輕少之由ニ候、尤此事者春の比承居候得共其節者只此株を以御惣々之御暮し安楽と申ニ而者あるましけれハ家産之株をと存候故、聞合も可仕候、しかし上方店ニ而面倒かり下直成ものニも「聞合候哉、

次手ニ伺置候、馬喰町之名主者明白ニ而承候所、是も草分名主ニ而至而世話のなき名主のよしニ候へ共馬喰町四丁ニ橋本町迄之六丁を持九ヶ町之名主ニしてハ上り金少く有之候、株金式千両ニ而とり上り百五十兩位のよしニ御座候、是者旧来主人を不動人任せニ致し置候故と申事ニ御座候、外ニも候へ共十分ニ「石揚場之株も御座候共上り金すくなく候、鎧の渡の株年々九十兩とり金にて手持ニいたし候時者百三十五兩ニ成候よし聞合置候得共未タしかと知不申候（後略）

国学者橋守部のイメージからは意外な世の裏経済が語られている。幼き日家が破産、たずき（活計）を求めて放浪、漸々江戸の市井の人となつた苦勞人守部の門人であり、バトロンでもあつた清助への助言であつた。天保期の不況の兆候を述べたあと守部は「都下一株」の話題を持ち出す。たとえ一株とはいえ江戸の武家株をかつてはどうかなどとの誘いは国学者風情が持ち出す話題ではない。守部は「愚老などハ御差留可申役廻りニ候」と本来長老の師匠である守部はむしろやめて置きなさいと留めるのが当たり前なのですがと謙遜している。ところが、「世中者左様ニ堅き斗か能とも無御座候」、世の中というものは堅いばかりがいいとは限りませんと切り返し、守部のこれからの日本経済と桐生の将来、そ

して織屋吉田清助の今後はいかにすべきかについて卓見を展開する。守部の観点の基本は「機屋の浮沈、桐生之地之盛衰」である。機屋の浮き沈み、絹織物業に将来はあるのか、換言すれば桐生の地の盛衰、機業町桐生は今後成長出来るのか、はたまた衰えていくのか、の課題である。

またそれに加えて守部の人生体験から来る吉田家の将来である。守部は思はず述懐する。「愚老久敷田舎住いたし候而再び引移候所、都下之自由、江戸地之潔く同し世の中を経候二もヶ斗相違するものかと我身二とりて辱く御座候故」、自分は久しく転々と田舎住まいをして再度江戸に引き移って来ましたが、大都市江戸の自由といたらありません、江戸の地の潔さと来たら、同じ世の中にこのように田舎と相違するものかと、朝夕有り難くて感謝しているのですと江戸の魅力は「都下之自由」これですと断言している。当然、清助にも清助の家族・子供たちにも満喫させたいと「何卒貴君様二も其身斗二も無之子供衆方之為二一株御持被成、御移住被成候方却而万全之計策かと存候」と一株買ってお持ちになつて江戸に移住することがかえつて吉田家にとって将来万全の策になるのではないかと考えたというのである。好不況に左右され、先の不安が高まつて来た桐生の織物業をつづけるにせよ、別途、江戸の武家株を買つてこれを運用することによって家の経営を多角化し、家産を守ろうとする算段である。それ以上に「都下之自由」「江戸地之潔」さが手に入るのである。

守部は江戸の株探しを依頼した世話人からの情報を次々と挙げる、まず、尾張藩の御用株である。横山町糸屋又兵衛こと仁右衛門なる者が持っていた株である。今は上方系問屋持ちになっており、尾張藩惣御用聞の頭で由緒もあつて殿様から直接声がかかる程の家柄という。守部はこれは値段は軽少で家産の一部となるが、これで相応の暮らしが出来て安楽ということにならないと断っている。

次は馬喰町四丁と橋本町辺五丁の九ヶ町之名主の株で二千両の株金に

対して上り金は少く年一五〇兩位、旧来直接買主は名主役を勤めず代人に任せる。他に石揚場の株があるとしているが、上り金が少ないと問題にしていない。

最後は鎧の渡の株である。年々九〇両のとり金で手持ちしていれば、一三五両にはなるという話であるが詳細は不明である。どうも守部の株情報はひとつ不確かであるが、いずれも江戸に移住して株主になってその役を勤めるといよりは株を買うことによってより多くの利潤を生み出そうという投資的傾向が強い。いわば現在の株投資の先を行くものである。江戸にもうひとつの投資の場を設け、上がりで江戸での自由な暮らしを確保しようというのであろうか。いずれにせよ、守部にとって有力な援助者が江戸者となつて身近なところに来住することが何よりたよりになる。

③ 尾張藩御用株の買収

守部の配慮の内であらうが、吉田清助はいたつて現実的な株の取得に動いていた。天保期の不況に直面して「機屋之浮沈、桐生之地盛衰」を思慮して「尾張藩御召服御小納戸御用」株に特定しての大投資であった。吉田家に一件と呼ぶにふさわしい一連の文書が存在する。それらを整理してみるとひとつは御小納戸御役所への株譲渡の願書類である。株の売主は桐生近在新宿村居住の高野彦兵衛である。当然清助は譲り受け（買主）となる。両者は全くの赤の他人にもかかわらず、兄弟となつたり、叔父・甥の縁者を偽装して株譲渡を企む。しかも清助へ交代の理由が「家名相続之儀可願上男子無御座」と彦兵衛に男子がないことを挙げているが、株譲渡の正念場になると栄蔵という倅が現存、登場して来る。しかも彦兵衛側に萩原真平なる聲が突如現れ、株譲渡を複雑なものにする。

天保七年（一八三六）二月一〇日を初発に一月まで出府しては尾張

藩の市ヶ谷上屋敷の係役所に再三、再四御用株の交代を訴えている。初めは高野彦兵衛から吉田清助への単純な勤め替えであったが、髯萩原真平が加わって高野彦兵衛の老衰による退隠、跡式を甥の吉田清助、髯萩原真平の兩人に御用仰せ付けて下さいという趣旨に変わった。株譲渡が一件落着した天保九年三月清助自身が述べた「口演」があるのでその間の推移を語ってもらおう。

口演

一、私儀去酉年十二月七日

尾張藩御 召服御小納戸御用聞被仰付候間、此段御届ケ申上候、尤新二被仰付候義ニ者無御座全牀江戸表高野彦兵衛与申もの旧來御用聞ニ御座候所、願濟之上此者者退隠仕同人跡御用聞私江被仰付候儀ニ御座候、去々申年二月中より願出去酉年四月十二日預御召出先暫御用相勤試可申旨被仰付、追々々々宛御用被仰出候ニ付御用無御差支相勤罷在候所、十二月七日御召出有之、御小納戸御役所ニおいて蒙御達、弥以被仰付苗字名前等御書替被下候而則御達シ状并御証文御鑑札頂戴仕、猶又御用札御高張御弓張御長持御筥等給ハリ勿論御用聞家格を以可相勤旨被 仰付候、右ニ付為念御届ケ申上候、其御早速御届可仕之所久敷病中故乍思延々ニ相成候、何分右之趣宜敷御承知被下置候様願上候、以上

天保九戌年三月 五丁目 清 助

天保七年二月から願い出て翌八年四月一二日に市ヶ谷藩邸に呼び出され、「先暫御用相勤試可申」まずしばらく御用を勤めて試してみたらよいといわば御用見習が認められた。前任者の高野彦兵衛は後見となって役を完全に退いていない。試用期間が終わって苗字名前が彦兵衛から清助へ書き替えられ晴れて御墨付の御達し状を頂戴したのがその年一二月

七日である。御用の家柄の権威を誇示する御用札等の持ち物も手に入れている。清助はここに尾張藩の御用株を自らのものにした感がある。しかし、ことはそううまくはいかなかった。髯萩原真平はどう納得したのだろうか。一件文書の中には公式の願書類と並行して売主と買主の複雑なやりとりを金銭で解決していった証拠書類が残されている。(この間の詳しい経緯については拙稿「近世町人家族の肖像」「思想」八三六号、のち「家族と子供の江戸時代」朝日新聞社に所収)

売主高野彦兵衛・髯萩原真平と買主吉田清助の話し合いがつき、天保七年二月尾張藩へ最終の願書が出された。また、髯萩原真平は翌八年三月単独で吉田清助への交代の願書を提出、後押ししている。かくして天保八年四月一二日清助の御用株が認められることとなった。いよいよこれから株譲渡の本当の手続きが始まる。翌五月、吉田清助は高野彦兵衛から「讓証文」を取っている。

讓証文之事

一、手前儀深川上大嶋町住居仕候内者

市谷 御屋形御用先祖より旧來相勤来り御扶持頂戴仕罷在候所病身ニ相成候ニ付、御用相引療養仕度旨願出候処文化十二亥年十一月願之通被 仰付御用相休罷在候、然ルニ近年漸々快氣ニ趣候而昨年願上候所御召服御小納戸御用達ニ被 仰付難有仕合ニ奉承伏則相勤罷在候、然ル所猶又近頃持病之症續度々差発甚以心配仕居候折柄幸ニ貴殿義右

御屋形呉服御用被成御勤度旨年来之御心願ニ御座候由ニ付相互ニ相談之上手前方面内一統江茂篤与申聞一同承知之上手前事ハ退隠仕跡代り御用貴殿江相讓申度趣ニ当年春中貴殿同道ニ而出府仕願出候所御聞濟之上四月十二日則御小納戸於御殿吉野伝八郎様より被 仰付御同意難有仕合ニ奉存候、依之手前家ニ所持致し来り候

御用御高張二張、同弓張二帳、同御印二本、御紋付御用札、同御通箱、同御長持、同弓張巻張、御鑑札等不残 御上之蒙御意候上三而此度貴殿江相讓渡申所実正也、然ル上者御大切二御所持被成御用御差支無之様御精々被成出精長久ニ御勤可被成候、扱右為御謝礼金四十五両也御惠摺被下今般忝慥ニ受納致し候 然ル上者向後何様之儀御座候とも金談之義決而申出間敷候、為後日讓証文仍而如件

天保八酉年五月

当时在新宿

高野彦兵衛[㊦]

桐生五丁目

吉田清助殿

縷々述べられてきたきれいごとの経緯はさておき、要は天保八年四月十二日御用の見習いの試用とはいえ目鼻がついたと、五月の時点で問題の株讓渡の謝礼金四五両を清助は彦兵衛に支払ったのである。この金四五両の領収と「然ル上者向後何様之儀御座候とも金談之義決而申出間敷」、約束の金を支払った以上今後どのような事情が生じようとも金の事は一切無心しませんという一札を入れさせたのである。おそらく清助は試用期間の御用達で彦兵衛がまだ後見にあり完全に御用株が掌中とはならなかつた五月の時点で約束の謝礼金四五両全額を支払ってしまったのであろう。そのため彦兵衛は清助が試用期間であろうことを理由に清助の御用勤めに介入、トラブルを起こしている。見習いから約半年後の一月、清助は、御小納戸役所に上納品の代料について彦兵衛が勝手に切手を出して代金を横領しているから彦兵衛には代金を下げ渡さないよう訴えている。したたかな彦兵衛は約束の金は貰っても、のこった後見という權益を繰り出してはイヤガラセを仕掛けていた。一二月七日晴れて見習い

から解放され正式の御用を命じられてからも彦兵衛のイヤガラセは続き、翌九年に入っても清助は度々御小納戸役所に名義を書き換え株を失った彦兵衛へ代金を渡さないよう申告している。

彦兵衛の狙いは清助からもつと金を搾り取ることにある。彦兵衛から完全に手を引かせるためには、相応の金は止むを得ない。ついに天保九年四月、清助は「最早此度誠之縁切と思召」して三〇両を高野彦兵衛と俸栄蔵に渡した。これでお仕舞いですが、怒りをかみ殺す清助、卑屈なお世辞笑いしながら以後は御迷惑をかけませんと三〇両の大金を懐手にする彦兵衛父子。株讓渡の白々しい駆け引きの場が彷彿して来る。しかし事はこれで終わらなかつたのである。鞆の萩原真平の登場である。天保一〇年五月、業を煮やした清助は信頼のおける知己の立合の下で真平に二五両を支払い清助本人と立合人二人とそれぞれ一札を取って決着させた。清助宛の一札を引用する。

差入申一札之事

一 私儀近頃身上不如意甚難渋いたし罷在二付申旨無之候得とも舅彦兵衛を以難渋之趣御歎申入候処是迄彦兵衛親子へ再三御惠摺被下事故御断被及候趣誠ニ御尤ニ存候、然ル処金兵衛殿茂三殿御深切ニ御立入被下再応御嘆申入具候所格別之以思召金子式拾五両也今般御惠摺被下候ニ付私身分も立行忝仕合ニ奉存候、然ル上者万一此末如何様難義之始末相成行候共無心合力ケ間敷儀者不及申不寄何事一切御苦勞相掛申間敷候、若此末当人心得違之事共有之節ハ加判之者引請貴殿江少茂苦難相掛申間敷候、為後日之差入申一札仍而如件

天保十年

亥五月

桐生新宿

清八事

当人 真 平[㊦]
印形紛失ニ付改

男

証人 彦兵衛[㊦]

桐生大屋敷

立合人 金兵衛[㊦]

江戸浅草

同 茂 三[㊦]

新町五丁目

吉田清助殿

彦兵衛親子が正規の謝礼金四五両を満額受取りながら更にこれで縁切りますからと三〇両せしめていながらもかわらず、今度は聳の出番である。あらかじめ仕組まれた奸計の臭いがする。既に七五両も懐にしながら「身上不如意」を口実に再々因縁をつけての無心であつたろう。今度という今度は清助の畏友田村梶子の兄金兵衛と橋守部の嗣子冬照こと茂三が立合人として仲介に立っている。この二五両が株譲渡の内実のところでの最後の決着金であつたろう。これで清助は株の売り主側に一〇〇両支払われたことになる。株取得でさまざまな特権を持つことにはなつたが、出府費用、関係者への謝礼を含めれば相当の出費、投資になつたと思われる。それにしても株譲渡には本来的にトラブルを生じやすい間がある。何よりも正反対の表の連続と裏の取引が共存し、交渉の展開の仕方によっては一種の詐欺まがいの世界になる。しかし、そこは融通無碍の近世社会のこと、双方の利害の落ち着く所で決着したのである。

④ 吉田清助の家産相続

一〇〇両も大金を投じて足かけ四年もかけて尾張藩御用株を手に入れた清助であるが家政の状況は火の車であつた。清助の父安兵衛が破産、

寛政三年（一七九一）隣家金子文治郎に三年季で譲渡した先祖伝来の五丁目の屋敷地は、文治郎が商売不如意となつて文政三年（一八二〇）武州本庄宿の森田助左衛門に売り渡してしまふ。安兵衛が文治郎へ譲渡したとき七八両であつたのが森田助左衛門は三〇〇両を出した。

清助は天保八年（一八三七）十一月、この家産を二五〇両で取り戻すことに成功する。ところが二五〇両中一〇〇両が調達できず、元利一〇〇両を借金として買い戻したばかりの家屋敷を担保にした質地証文を森田助左衛門に差し出している。ちょうど尾張の御用株をめぐって高野彦兵衛等と交渉中の時期と一致する。買収時の三〇〇両から五〇両下げて二五〇両で譲ろうという助左衛門の好意に應えるにしても、清助は金策に苦慮していた。化政期の好況から天保期の景気の冷えは頗る順調であつた清助の織屋の経営に曲がり角が来たのかもしれない。換言するならば、それ故にこそ尾張株の取得による経営の安定が図られたともいえよう。それでは吉田清助の家産について概要とその相続がどのように行われたかについて述べて本稿を終わりたい。

頂点となる家産は父安兵衛が世襲した五丁目の家屋敷である。寛政三年金子文治郎へ質入れされたまま、文政三年武州本庄宿の森田助左衛門に売り渡され、ようやく天保八年清助によって買い戻された五丁目の家屋敷である。

桐生新町五丁目東側上組三而上ヨリ二軒目之屋敷老軒前

屋敷 八畝歩

上田 二拾壹歩

同所統上ヨリ三軒目之屋敷老軒前

本歩屋敷 八畝歩

上田 拾八歩

右之歩面当所持之處下水堀ヲ境ニ而分割半軒前下之方ヲ金子半七殿方江無金ニ而譲渡遣シ候也、当所持ハ堀境ニ而上之方也
左ニ

屋敷 四畝歩
上田 九歩

天保八年二五〇両の全額を支払えず、一〇〇両の借金をして買った家屋敷をそのまま担保にして処理した。ところが一〇年後の弘化四年（一八四七）織屋に加えて質屋を開業するがその資金に窮してか、武州忍領の埼玉郡埼玉村の半兵衛から六〇〇両を借金している。これは、清助の新町に所持する六筆の家屋敷が質地として担保となっている。高額の借金であるが清助の家産は先祖の家屋敷の数倍に及んでいる。

①五町目東側上組ニ而

屋敷半軒前 此畝歩六畝六歩 土蔵三ヶ所建家とも

②右同断

同 半軒前 此畝歩壹反式畝 上田壹畝土蔵立家とも

③五町目東側中組ニ而

同 裏半軒前 此畝歩畑壹畝九分 田三畝壹歩建家とも

④右同断

同 裏半軒前 此畝歩式拾五歩 上田四畝拾式歩立家とも

⑤五町目西側中組ニ而

同 半軒前 此畝歩式拾八歩半 中田二畝拾八歩下田式畝拾八歩

建家とも

⑥横町北側上組ニ而

同 半軒前 此畝歩七畝式拾四歩 間口六間余奥行三拾七間半建

家とも

①②のうち②が先祖屋敷地であり、他は清助が新たに取得したものである。天保期の厳しい市況のなか清助は巧みに経営をこなして来たというのである。長女いとは天保一四年（一八四三）加藤安兵衛と結婚するが、入婿であり、吉田姓を名乗り、清助の片腕となった。吉田家は長男元次郎と婿安兵衛の二人の後継者を持つことになったのである。織屋は尾張藩御用達の看板が加わって清助・安兵衛という桐生を代表する技術革新の親子のコンビで順調である。残るは元次郎である。弘化四年の質屋の開業は手堅くいこうとする清助の万全の策でいずれは長男につがせるつもりであったろう。

清助は安政四年（一八五七）九月二二日六四歳の波乱に満ちたが幸せな生涯を終えた。のこされた家産がどのように分割相続されたか。二年後のちようど三回忌の頃か当主となっていた安兵衛は二筆の家屋敷を元次郎に譲渡した。

譲渡申地面証文之事

一、桐生新町五町目東側ニ而我等所持之下屋敷壹反式畝上田壹畝歩合半軒前今般古券相添其許江相讓申候処実正也、然上ハ 御年貢諸役等其許方ニて相勤所持可被致候、此地面ニ付親類縁者ハ不
及申差滞申者無之候、万一異乱妨申者有之候ハ、何方迄も罷出早
速埒明其許江苦難相掛申間敷候、為後日讓渡申地面証文仍而如件

桐生新町五町目

地面讓主 安兵衛④

安政六_{己未}歲年十月

組合 市兵衛④

半七後家

同 きく④

同 武右衛門④

同 彦兵衛④

親類 伝之助[㊦]
同 嘉兵衛[㊦]

弟元次郎改

清 助殿

〔前記〕
☒前書畝歩相違無之二付奥印いたし候、以上

名主 長沢新助[㊦]

年寄 玉上甚左衛門[㊦]

与頭 四郎兵衛[㊦]

同 書上 林次[㊦]

同 喜左衛門[㊦]

もう一通は五町目西側中組の抱屋敷一畝二七歩（これは一畝多い）中田二畝一八歩下田二畝一八歩である。

婿安兵衛は六筆中二筆を長男元次郎に譲渡した。そして先祖地ともいうべき吉田家ゆかりの家屋敷は長男のところへ継承された。

清助の思いは十分遂げられたとみてよい。

参考文献

高井浩 『天保期、少年少女の教養形成過程の研究』（河出書房新社 一九九一年）

高橋敏 『村の手習塾―家族と子供の発見―』（朝日百科歴史を読みなおす二〇一九五年）

高橋敏 『家族と子供の江戸時代―娯と消費からみる―』（朝日新聞社 一九九七年）

（国立歴史民俗博物館歴史研究部）

二〇〇〇年八月三十一日受理、二〇〇一年九月四日審査終了）

Zaigo-cho Kiryu-shinmachi: A Weaver, Yoshida Seisuke and His Purchase of Samurai Stock

TAKAHASHI Satoshi

In the study of near modern history, the understanding of the class system has long been inflexible. A common view was that there was rigid demarcation among the classes of warriors, farmers, artisans and tradesmen. They considered it impossible to change in social standing, particularly between warriors and farmers/townsmen could occur.

However, deeper studies of family history as a result of advanced studies of village history and urban history have gradually clarified the fact from the historical materials that indicate the mobility between different social standings.

At the Yoshida family, a weaver in a zaigo-cho Kiryu-shinmachi in Joshu (North Kanto) that the paper considers, the writer found several pieces of documents regarding the stock trades and transfer by samurai families in Edo.

Although the Yoshida family did not rise to the status of warriors by acquiring samurai family stocks, these historical materials give us very important information about the real situation of exchanges of samurai family stocks that were already on the market in the political megalopolis Edo.

The two following stocks appeared on the market: "Yanonetogi goyo-tashi" (Kuramaedori 59 bags of rice) for the price of 650 *ryo* and "Orimono goyo-tashi" (a ration for 30 persons) for the price of 1250 *ryo*. There were detailed arrangements for the procedures of trades and transfer in which a great deal of money was dealt with, and measures to avoid conflicts were devised. In many cases, as buyers would succeed the family of the seller as an adopted son, various means were contrived for the amount and payment procedures, depending whether sellers had debts or not, or whether they had a family to support or not.

Furthermore, it is surprising that the title of the samurai family, which played the role of a vassal of the Shogun and continued to exist based upon heredity with a pride of its own lineage, was traded with money. How should we understand the situation like this? Wasn't it the case that shook the foundation of the Tokugawa Shogunate system?

The real situation was that two classes existed: the warriors, who suffered from financial difficulties and had to sell their status as samurai inherited for generations in the form of stocks for a living, and townspeople and farmers, who tried to acquire the traditional status of samurai by resorting to their financial power, namely, money.

To know about the real conditions of social classes in the early modern times, the real face of the samurai family stock trade should be clarified in relation to the understanding of the Tokugawa Shogunate system as a whole.